平成２５年（フ）第６８４号
兵庫県尼崎市猪名寺３丁目２番20―101号
債務者　相馬　伸行
1　決定年月日時　平成25年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月20日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第６８６号
兵庫県尼崎市栗山町２丁目１番２―405号
債務者　石川由美子
1　決定年月日時　平成25年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月20日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第６５号
兵庫県揖保郡太子町東出162―12、住民票上の住所兵庫県姫路市大津区新町２丁目46番地６
債務者　稲垣　孝一
1　決定年月日時　平成25年12月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月20日まで
神戸地方裁判所龍野支部

平成２５年（フ）第５５号
山形県鶴岡市外内島字石名田113番地７、前住所山形県鶴岡市八ツ興屋字土谷俣74番地２
債務者　齋藤　嘉寛
1　決定年月日時　平成25年12月20日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月21日まで
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２５年（フ）第１２２号
福島県郡山市八山田４丁目24番地　市営住宅１―１―404
債務者　奥田佳代子
1　決定年月日時　平成25年12月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月21日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２５年（フ）第１３０号
福島県田村郡三春町大字上舞木字向田160番地の１
債務者　伊原　京子（旧姓佐藤）
1　決定年月日時　平成25年12月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月21日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２５年（フ）第１５２号
福島県郡山市希望ヶ丘19番６号
債務者　三俣　　猛
1　決定年月日時　平成25年12月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月21日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２５年（フ）第１４１３号
埼玉県新座市栗原２丁目１番13号　ビッグ武蔵野ひばりが丘105号室、旧住所東京都西東京市芝久保町５丁目４番32―203号
債務者　福田　雄一
1　決定年月日時　平成25年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月21日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第４５２６号
大阪府豊中市利倉２丁目９番15号
債務者　福田　幸子
1　決定年月日時　平成25年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５４００号
大阪市西成区萩之茶屋１丁目９番14号　三徳寮
債務者　奥中　靖彦
1　決定年月日時　平成25年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５６５７号
大阪府東大阪市足代北２丁目10番17号　グランソシエ布施605号
債務者　酒谷　綾香
1　決定年月日時　平成25年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５７９０号
大阪市住吉区帝塚山東５丁目３番６―709号
債務者　吉田　静也
1　決定年月日時　平成25年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５８６８号
大阪府吹田市津雲台２丁目２番Ｃ27―110号
債務者　山村　信子
1　決定年月日時　平成25年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５８６９号
大阪府四條畷市雁屋北町５番11号
債務者　大西　秀晴
1　決定年月日時　平成25年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５８７２号
大阪府東大阪市衣摺４丁目３番12号ストレリチア　ジャンセア207号
債務者　ＢＭワールドこと　田中　浩之
1　決定年月日時　平成25年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５８７５号
大阪市城東区鴫野東１丁目３番13号
債務者　近池　裕子
1　決定年月日時　平成25年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４１３号
神戸市兵庫区菊水町10丁目39番地の11　夢野団地１―1214号
債務者　山中　　譲
1　決定年月日時　平成25年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月21日まで
神戸地方裁判所第３民事部